

# 令和6年度「埼玉県オーダーメイド型DX推進支援事業」

## 実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人埼玉県産業振興公社(以下、「公社」という。)が「埼玉県オーダーメイド型DX推進支援事業」を実施するに当たり必要な事項を定める。

### (事業の目的)

第2条 埼玉県内の中小企業等が「DX戦略(DX推進計画書)」を策定できるように伴走支援することで、将来ビジョンに基づいた継続的なDX戦略の立案、推進を図ることを目的とする。

### (事業の内容)

第3条 DX推進計画を策定するためのスキル・ノウハウや人材、時間が不足している中小企業等に対し、DXコンシェルジュがDX推進計画書の策定を伴走支援する。支援は訪問による支援のほか、オンラインによる支援も含む。

2 DXコンシェルジュが支援した中小企業等の取り組み事例を公表し、普及啓発を行う。

3 第1項に掲げる支援は、年間15回程度とする。

### (事業の対象者)

第4条 本事業の対象は、次の各号のすべての要件を満たす埼玉県内の中小企業等とする。

一 中小企業基本法第2条に規定する「中小企業者」であること。

二 埼玉県内に登記簿上の本店若しくは主たる事務所、技術開発又は生産の拠点を有すること。

三 みなし大企業でないこと。(以下に該当しないこと。発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業)

四 埼玉県内で引き続き1年以上事業を営むこと。

五 訴訟や公序良俗に対する違反等、法令順守上の問題を抱えていないこと。

六 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有しない、反社会的勢力との関係を持つ企業との関与がない、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

- 2 前項の定めるもののほか、特に公社理事長が必要と認める場合は、事業の対象とすることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の対象とはしないものとする。
  - 一 DX戦略（DX推進計画書）の伴走支援以外の支援が適していると認められるとき。
  - 二 その他、公社理事長が、本事業の対象とすることが適当でないとき。

（支援の申込み）

第5条 DXコンシェルジュによる支援を希望する企業は、第3条第1項に定める事業の内容を確認のうえ、「申込書（様式第1号）」を公社理事長に提出する。

（申込書の確認・支援決定の通知）

第6条 申込み受付け後、申込み企業が支援対象者の要件に該当するか確認し、該当する企業に対しては、本事業の「支援対象者」として支援することを「支援決定通知書（様式第2号）」にて、速やかに通知する。

（支援の報告）

第7条 支援実施期間である令和7年3月14日（金）までにDX推進計画書を完成させ、同推進計画書の完成、及び担当コンシェルジュからの最終レビューを以て、本事業による支援は終了とする。

（支援の中止）

第8条 伴走支援企業及び公社理事長は、次の各号に掲げる場合、支援事業の中止をすることができる。

- 一 伴走支援企業が、やむを得ない事情が生じた場合、または支援事業の趣旨等に合意できないと判断した場合、「事業中止届（様式第3号）」を公社理事長へ提出し、支援事業を中止できる。
- 二 公社理事長が、伴走支援企業との支援過程の中で、支援実施の継続が困難であると判断した場合、支援事業を中止できる。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月15日から施行する。